給与支払者各位

令和９年度分 給与支払報告書の提出について

日頃から本市税務行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和８年中（１月１日～12月31日）に給与等（給料・賞与・アルバイト賃金などを含む）の支払いをした場合、個人別の給与支払報告書を提出していただく必要がありますので、以下のとおりご案内します。

☞ 静岡市指定の総括表を必ず使用してください

給与支払報告書の作成を会計事務所等に委託した場合も、必ず静岡市指定の総括表を使用して提出するよう依頼をお願いします。独自の総括表を使用される場合は、静岡市指定の総括表の次に添付して提出してください。

☞ 提出期限は 令和９年２月１日（月）です

提出期限は地方税法第317条の６第１項に規定されております。**可能であれば１月 20 日頃までに提出**していただくようご協力をお願いします。

☞ 提出先は令和９年１月１日現在居住の市区町村です

給与の支払いを受けた方が**令和９年１月１日現在居住していた市区町村へ、給与支払者様よりご提出**ください。
（本市の住民登録が確認できないときはおたずねする場合があります。）

☞ 給与支払報告書は１人あたり１枚です

役員・従業員・アルバイト・パートを問わず給与の支払いを受けた方全員分（中途退職者を含む）をご提出ください。
給与支払報告書は、左上の数字が⑨のものをお使いください。

☞ 徴収方法の誤りを防ぐため「区分紙」を使用してください

特別徴収者と普通徴収者を分け、それぞれの先頭に同封の区分紙（特別徴収者：ピンク、普通徴収者：ブルー）をつけてください。また、**区分紙の該当する項目へ必ず人数を記入**してください。

☞ 本人及び扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載してください

☞ 報告人員がない場合「回答書」をご返信ください

報告する対象者がいない場合は、**同封の回答書（返信用ハガキ）をご返信**ください。

◀静岡市電子申請システムはこちら
はがきの記入が不要で、
スマホやパソコンから
いつでも簡単に回答できます。
https://logoform.jp/form/79j2/1747763

☞ 市・県民税・森林環境税の納付は原則特別徴収によることとされています

静岡県と県内市町では、納税者の税負担の公平性の確保と法令遵守の観点から、全事業所での特別徴収実施をお願いしております。本来、**個人市・県民税・森林環境税は法令により特別徴収（給与引き去り）にて納税していただくことが原則であり、事業所や従業員の希望により徴収方法は選択できません。**

「普通徴収者区分紙（兼切替理由書）」の普通徴収切替理由に該当する方は、区分紙に人数を記入し、給与支払報告書の摘要欄に該当する符号（普Ａ、普Ｂなど）を記入してください。

普通徴収とする理由が不明な場合は、特別徴収にさせていただく場合があります。

☞ 退職・転勤等があった場合「異動届出書」を提出してください

特別徴収として給与支払報告書を提出した後に、**退職・転勤等の異動があった場合は、４月15日までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出**ください。また、**令和８年中に就職し、令和９年度より新たに特別徴収となる予定だった方の退職・転勤等についても、異動届出書をご提出**ください。

☞ eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書提出の義務化について

給与支払報告書については、前々年（今回の場合 令和７年：2025年）における給与所得の源泉徴収票の**税務署へ提出すべき枚数が 30 枚以上であるとき、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられています。**
（根拠法令　地方税法第３１７条の６第５項　所得税法第２２８条の４）

☞ 令和９年度より変更される点に御注意ください

①基礎控除の額が最大 95 万円から最大 104 万円に引き上げられました。
②給与所得控除について、最低保障額が４万円引き上げられ、65 万円から 69 万円となりました。また、令和９年度分及び令和 10 年度分の市民税・県民税については、給与所得者控除の最低保障額がさらに５万円引き上げられ、74 万円となりました。
③扶養親族とすることのできる親族の合計所得金額要件が 58 万円以下から 62 万円以下に引き上げられたほか、同一生計配偶者、ひとり親と生計を一にする子、配偶者特別控除の対象となる配偶者、勤労学生の所得要件が改められました。

改正内容や改正後の制度の詳細・要件については、国税庁ホームページ（「令和８年分　年末調整のしかた」など）をご参照願います。

☞ 提出前に以下の書類がすべてそろっていることを確認してください

- □ **総括表**　（静岡市指定の総括表を使用していますか？）
- □ **給与支払報告書**　（裏面の記載例のとおり正しく記入されていますか？）
- □ **区分紙**　（特別徴収者と普通徴収者は正しく区分されていますか？区分紙に人数は記入されていますか？）

《個人事業主の場合》

- □ **事業主様のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類**（窓口ではご提示、郵送の場合は写しの添付をお願いします。）
  マイナンバー（個人番号）カード、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しなど

☞ 提出済の給与支払報告書に訂正がある場合は訂正分のみを再提出してください

提出済の給与支払報告書に**訂正がある場合は、給与支払報告書の摘要欄に赤字で「訂正分」と記入し、訂正分のみを再度提出**してください。なお、一度ご提出された給与支払報告書はお返しできませんのでご了承ください。

☞ 区ごとに分けず静岡市役所市民税課へ提出してください

給与支払報告書は**区（葵区・駿河区・清水区）ごとには分けず、静岡市役所市民税課へ一括提出**してください。
提出期限前後は窓口が大変混み合いますので、**郵送によるお早めの提出にご協力**ください。

お問い合わせ・提出先	〒420-8602　静岡市葵区追手町５番１号　新館２階 **静岡市役所　市民税課　特別徴収係** **☎（054）221−1043**
用紙のダウンロードは…．	静岡市ホームページ　https://www.city.shizuoka.lg.jp/ トップページ　**「申請書ダウンロード」**　から

☞ 電子申告・電子申請・電子納税（eLTAX）をご利用ください

給与支払報告書、異動届出書等のご提出は、地方税電子申告システム「ｅＬＴＡＸ（エルタックス）」にて、オフィスや自宅からインターネットでも手続きができます。

ご利用はｅＬＴＡＸホームページから　https://www.lta.go.jp/
ｅＬＴＡＸホームページの「よくあるご質問」　https://eltax5.custhelp.com/



（例）
給与支払額 8,970,000 円の内、前職分が 660,000 円
控除対象配偶者　葵（給与所得の金額 400,000 円）
扶養親族　一般の控除対象扶養親族　清（25 歳）　　同居老親等かつ一般の障害者　駿男（71 歳）
特定扶養親族　駿（20 歳）　特定親族　静（給与所得の金額 1,000,000 円　22 歳）　清子（給与所得の金額 850,000 円　21 歳）
16 歳未満の扶養親族　一子（15 歳）　二郎（14 歳）　三恵（12 歳）　四郎（10 歳）
社会保険料 1,386,102 円の内、前職分が 45,000 円　　生命保険料控除　120,000 円　　地震保険料控除 50,000 円
住宅借入金等特別控除可能額　76,500 円　　特定親族特別控除額 1,040,000 円　　妻　配偶者控除　380,000 円

※住所・氏名（フリガナ）・生年月日は正確に記入してください

記　載　例

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

※種別	
※整理番号	
※区分	
支払を受ける者　住所	静岡市葵区追手町5番1号
（受給者番号）	
（個人番号）	123456789012
（役職名）	
氏名（フリガナ）	シズオカ　タロウ
氏名	静岡　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	Ⓐ内 8,970,000 円	Ⓑ 6,973,000 円	5,456,102 円	内 0 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）特定		老人			その他		特親		16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）特別		その他	非居住者である親族の数
Ⓒ有	従有	Ⓔ	Ⓕ	Ⓖ 人	従人	Ⓗ 内	Ⓘ 人	従人	Ⓙ 人	従人	人	従人	人	Ⓚ 内	Ⓛ 人	Ⓜ 人	人
○			380,000 円	1		1	1		1		2		4			1	

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
1,040,000 円	Ⓝ内 1,386,102 円	Ⓞ 120,000 円	Ⓟ 50,000 円	75,800 円

（摘要）(1) 静岡 清子 (10)　　租税特別措置法第41条の15の5第1項適用
〔前職〕(株)シミズ 静岡市清水区旭町6-8
支払660,000円、源泉390円、社保45,000円、令和8年3月31日退職

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	㋺ 25,000 円	㋩ 80,000 円	㊁ 80,000 円	㋭ 90,000 円	㋬ 30,000 円

住宅借入金等特別控除の額の内訳							
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日（1回目）	30年 4月 8日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住(特)	住宅借入金等年末残高（1回目）	7,650,000 円
住宅借入金等特別控除可能額	76,500 円	居住開始年月日（2回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）	円

(源泉・特別)控除対象配偶者	
（フリガナ）	シズオカ　アオイ
氏名	静岡　葵
個人番号	234567890123
区分	
配偶者の合計所得	㋠ 400,000 円
国民年金保険料等の金額	円
基礎控除の額	620,000 円
旧長期損害保険料の金額	㋣ 14,800 円
所得金額調整控除額	47,000 円

控除対象扶養親族等	（フリガナ）	氏名	個人番号	区分
1	シズオカ　シュン	静岡　駿	345678901234	
2	シズオカ　キヨシ	静岡　清	456789012345	
3	シズオカ　シズカ	静岡　静	567890123456	40
4	シズオカ　ハヤオ	静岡　駿男	678901234567	

16歳未満の扶養親族	（フリガナ）	氏名	個人番号	区分
1	シズオカ　イチコ	静岡　一子	789012345678	
2	シズオカ　ジロウ	静岡　二郎	890123456789	
3	シズオカ　ミツエ	静岡　三恵	901234567890	
4	シズオカ　シロウ	静岡　四郎	012345678901	

5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号：(1) 112345678901
5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号：

㋠未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 ㋷特別	㋦その他	㋸寡婦	㋾ひとり親	㋻勤労学生	中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
											○	8	4	1	昭和	52	12	11

支払者	
個人番号又は法人番号	1234567890123
住所（居所）又は所在地	静岡市駿河区南八幡10番40号
氏名又は名称	株式会社 駿河　（電話）054-0△X-0XX△

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記載してください。

（市区町村提出用）

- **控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合**には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。また、16歳未満の扶養親族の場合は、氏名の後に「（年少）」、16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、氏名の後に「（非居住者）」、控除対象扶養親族が非居住者の場合は、氏名の後に右記「控除対象扶養親族」の区分に対応する数字を記入してください。
- **同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）**を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。
- **年の中途で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合**には、①他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額、②他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、③他の支払者のもとを退職した年月日を記入してください。
- **租税条約**に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、「〇〇条約〇〇条該当」と赤書きしてください。
- **海外出向等**で日本国内に居住していない場合は、「国外勤務者（非居住者）、出向期間、勤務地（国名）」を記入してください。
- **特別徴収できない人については、該当する符号（※別紙普通徴収者区分紙（兼切替理由書）を参照）を記入してください。**
- 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、摘要欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記入してください。氏名の前には（退）と記載し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

＊種別…給与が青色事業専従者給与の場合には、「青専」と記入してください。
＊乙欄…乙欄給与の場合には「〇」と記入してください。
＊個人番号とはマイナンバー（12桁）のことを指します。

Ⓒ…控除対象配偶者がある場合には「〇」と記入してください。控除しなかった場合には何も記入しません。
年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「〇」と記入します。
Ⓔ…控除対象配偶者が、70歳以上（昭和32年1月1日以前生）である場合には、「〇」と記入してください。
Ⓖ…特定扶養の人数を記入してください。特定扶養親族の範囲は、19歳以上23歳未満（平成16年1月2日以降生、平成20年1月1日以前生）です。
〔16歳以上19歳未満（平成20年1月2日以降生、平成23年1月1日以前生）の控除対象扶養親族は「その他」扶養（38万円）となります。〕
Ⓗ…老人扶養のうち同居している父母等の人数を記入してください。
Ⓚ…扶養している特別障害者のうち、同居している人数を記入してください。
非居住者である親族の数…配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満（平成23年1月2日以降生）の扶養親族のうちに非居住者の方がいる場合には、その人数を記入してください。

特定親族特別控除…特定親族特別控除の額の欄には、特定親族特別控除の額の合計を記入してください。

Ⓝ…「社会保険料等の金額」の欄は給与引き去り分と個人払い分を合計した金額を記入してください。（小規模企業共済等掛金の額がある場合には、社会保険料の額と合計して記入し、掛金の額を内書きして下さい。）なお、年金から特別徴収（天引き）されている金額を含む場合は、摘要欄にそれぞれの保険料の記入してください。
例）介護保険料　年金特徴分〇〇〇円　後期高齢者医療保険料　年金特徴分〇〇〇円
Ⓞ…一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払額に対する控除額の合計を記入してください。最高120,000円。（新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、平成16年1月2日以後生の扶養親族を有する場合は、一般生命保険料の控除の適用限度額が40,000円から60,000円へ20,000円の上乗せ措置が講じられました。）
※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例がある場合は、「摘要」欄に「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」と記入してください。
Ⓟ…地震等を原因とする災害に対して支払われる保険の、その年中に支払った保険料を記入してください。最高50,000円。
旧長期損害保険料については以下㋣のような経過措置があり、控除額は最高15,000円。ただし地震保険料控除と併用する場合は、合わせて最高50,000円。

住宅借入金等特別控除として適用した額を記入してください。（住宅借入金等特別控除前の所得税額が上限です。）

㋺新生命保険料の金額　…平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、一般生命保険料の支払金額を記入してください。（ただし、平成23年12月31日以前に締結した契約であっても、平成24年1月1日以降に更新・特約中途付加などを行った場合は、異動日以降新生命保険料として控除が適用されます。）
㋩旧生命保険料の金額　…平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約に係る保険料の支払金額を記入してください。
㊁介護医療保険料の金額　…平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、医療保険やがん保険等に係る保険料の支払金額を記入してください。
㋭新個人年金保険料の金額…平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、個人年金保険契約等に係る保険料の支払金額を記入してください。
㋬旧個人年金保険料の金額…平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約のうち、個人年金保険契約等に係る保険料の支払金額を記入してください。

住宅借入金等特別控除適用数…年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときには、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。
居住開始年月日（1回目、2回目）…居住年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。
住宅借入金等特別控除区分　…適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。
また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には「（特）」、特別特定取得に該当する場合には「（特特）」、特例特別特例取得に該当する場合は「（特特特）」を付記します。
住:一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）
住（特家）:一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき
認:認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
認（特家）:認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき
増:特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震:東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和12年12月 31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合
震（特家）:震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき

㋣旧長期損害保険料の金額…平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約等に係る保険料については、従前どおりその年中に支払った旧長期損害保険料の支払金額を記入してください。
（長期損害保険とは、保険期間又は救済期間が10年以上でかつ、満期払戻金を支払う旨の特約のある契約です。）
経過措置として、地震保険料と併用した控除が可能です。

（源泉・特別）控除対象配偶者　…控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。）。また、これらの方が非居住である場合には、区分の欄に「〇」を記入してください。
控除対象扶養親族　…扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、次の区分内容に応じて記入してください。非居住者（30 歳未満又は70 歳以上）：01、非居住者（30 歳以上70 歳未満、留学生）：02、非居住者（30 歳以上70 歳未満、障害者）：03、非居住者（30 歳以上70 歳未満、38 万円以上送金）：04
特定親族特別控除　…特定親族特別控除の適用を受けた場合には、国税庁が発行している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」のP10「●特定親族特別控除の額の区分」の表から各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に該当する数字を記入してください。
16歳未満の扶養親族…16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「〇」と記入してください。
5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号　…控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記入してください。この場合、個人番号の前には摘要欄において氏名の前に記入した括弧書きの数字を付し、対応関係が分かるようにしてください。
5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号…16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の個人番号を記入してください。5人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、個人番号の前には摘要欄において氏名の前に記入した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、摘要欄において氏名の前に記入した（退）を付し、対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」、「（退）個人番号」）

用　語　の　説　明

1　源泉控除配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。
2　同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が62万円以下である人をいいます。
3　控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。